

川崎市ふるさと納税ポータルサイト等選定委員会要綱

令和5年12月28日

5川財資第1151号

(趣旨)

第1条 川崎市ふるさと納税ポータルサイト等の利用について、次の各号に掲げる事項について審議し、契約事務の適正を期するため、川崎市ふるさと納税ポータルサイト等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) ふるさと納税ポータルサイト等利用契約に係る契約方法並びにポータルサイト運営事業者及びクレジットカード事業者の選定
- (2) その他前号の選定に関し必要な事項

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税の受付をでき、返礼品を閲覧することが可能なサイトをいう。
- (2) ポータルサイト運営事業者 ふるさと納税ポータルサイトを運営する事業者をいう。
- (3) クレジットカード事業者 ふるさと納税ポータルサイトからクレジットカード決済により寄附金を納付しようとする者から委託を受け、納付事務を行う事業者をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、財政局長をもって充てる。

3 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 財政局財政部長
- (2) 財政局資産管理部長
- (3) 財政局財政部庶務課長
- (4) 財政局資産管理部契約課長

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、財政局財政部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情により委員会を招集できないときは、書面による審議に代えることができる。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 財政局財政部資金課の職員は、契約内容等の説明のために委員会に出席するものとする。

2 委員会において必要があると認めるときは、委員長は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(選定基準)

第6条 委員会は、業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 信頼性の確保のため、自治体での利用実績がある事業者であること。
- (2) 寄附件数及び寄附額の拡大を図るため、寄附実績が多く、知名度があるふるさと納税ポータルサイトを運営する事業者であること。
- (3) 寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、寄附金の額の合計額の5割以下におさまる事業者であること。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれにも該当する場合は、委員会における審議の対象外とし、委員に書面で報告する。ただし、委員長が特に認める場合は委員会の審議対象とする。

- (1) 本市において導入済みのポータルサイト等であるとき。
- (2) 前条の選定基準を継続して満たしていると認められるとき。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政局財政部資金課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (5川財資第1151号)

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。